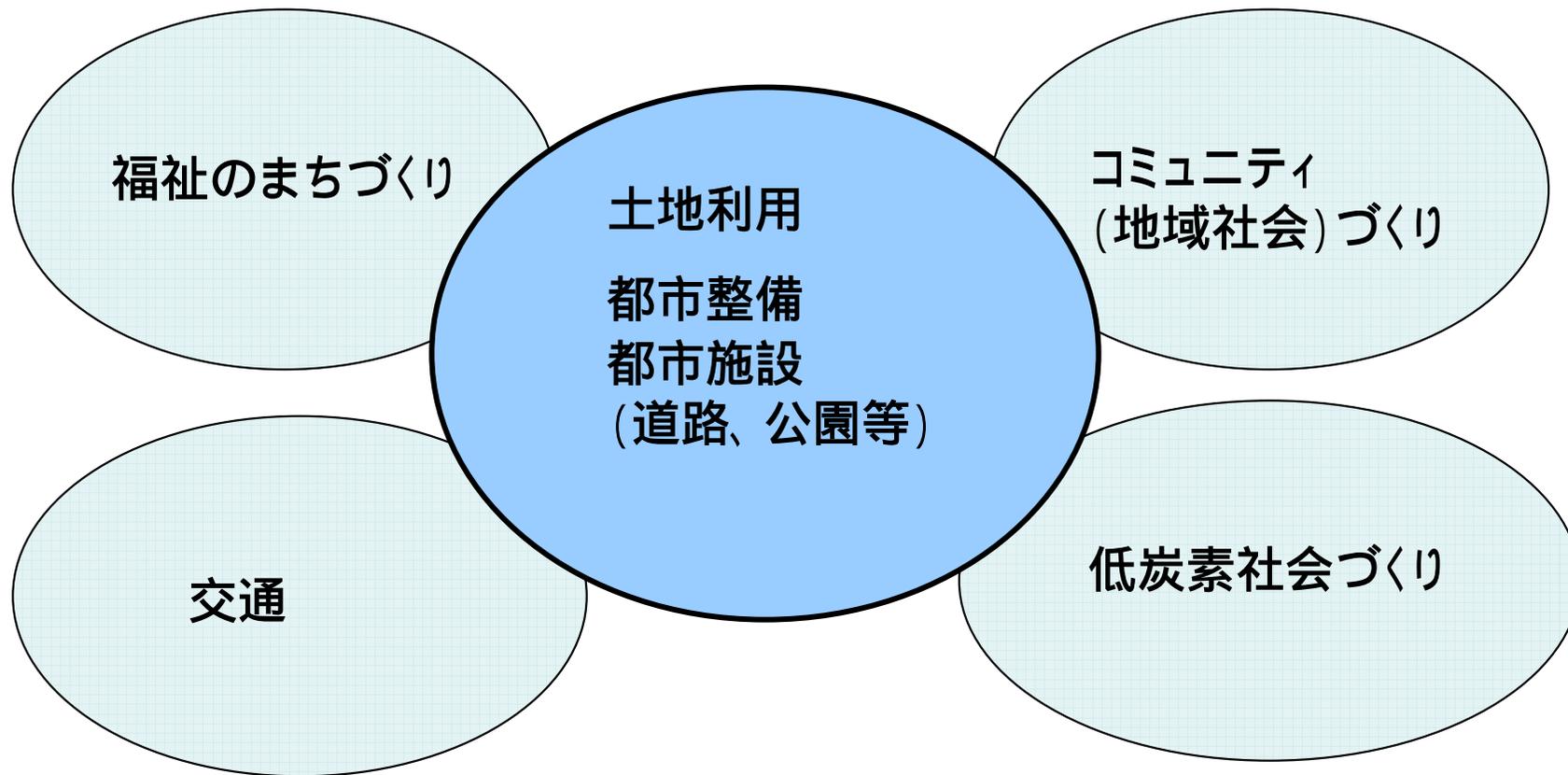


第1回まちづくり条例に係る 検討委員会説明資料

平成22年7月30日
流山市都市計画部都市計画課

「まちづくり」の領域

「まちづくり」には、様々な領域がありますが、ここでは、主に土地利用や都市整備、都市施設(道路や公園等)に係る分野をいいます。



まちづくり手法と条例

まちづくり手法には、
都市計画法などの法律で定められた制度
自治体が独自に定める制度(条例等)
があります。

都市計画法等による制度	市の条例体系
<p>市街化区域、市街化調整区域 用途地域 地区(高度地区、特別用途地区、 景観地区等) 地区計画 景観計画 建築協定 その他</p>	<pre>graph TD; A[自治基本条例] --> B[ハード分野 (都市計画・開発・まちづくり)]; A --> C[ソフト分野]; B --> B1[その他]; B --> B2[地区計画建築条例、地区計画手続条例]; B --> B3[景観条例]; B --> B4[開発事業の許可基準等に関する条例]; B --> B5["(仮)まちづくり条例"]; C --> C1["(仮)市民参加条例"]; C --> C2[その他の条例];</pre>

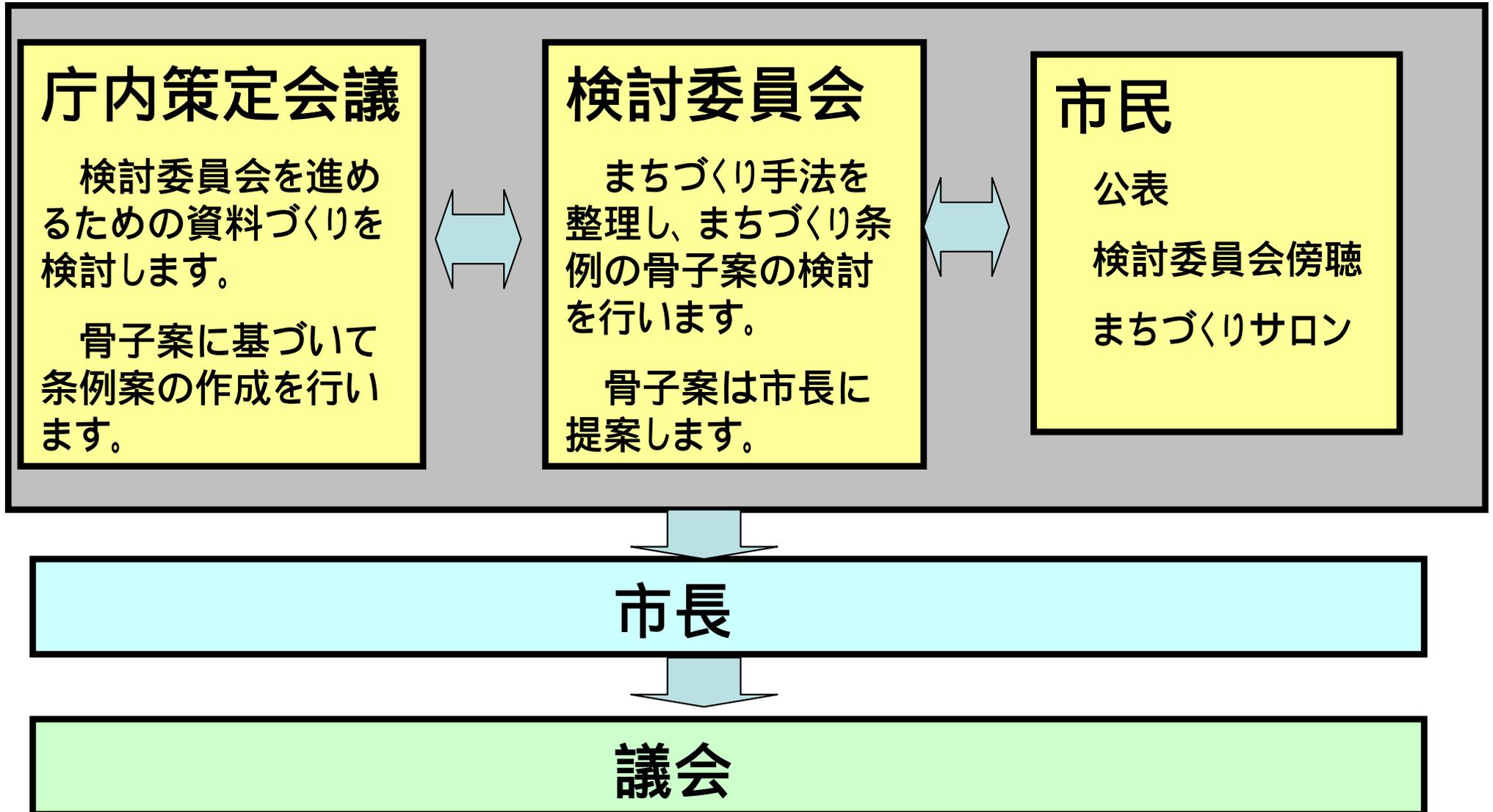
まちづくり条例の事例

まちづくり条例は、自治体が独自に定めるものです。
条例検討にあたっては、法との整合が重要となります。

他の自治体の事例(以上のような事項が定められています。)

- 1、目的、理念
- 2、マスタープラン(土地利用計画、まちづくり計画その他)
- 3、開発の手続や基準
- 4、都市計画手続の付加
- 5、市民参加のまちづくり
・地区まちづくり、・テーマ型まちづくり、・まちづくり提案制度、・その他
- 6、まちづくり支援制度
- 7、組織
- 8、雑則、公表、罰則

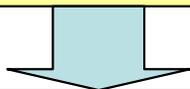
進め方(組織)



検討委員会の進め方

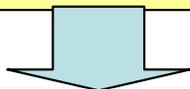
第1ステップ(第1, 2回)

流山市のまちづくり上の課題を出し合います



第2ステップ(第3回)

課題に対してどのようなまちづくり手法を活用する方法があるか検討します。



第3ステップ(第4 ~ 6回)

まちづくり条例の役割や盛り込む制度内容を検討します。

課題例

地域の環境とは異なった開発や建築が進んでいる。

・高さ ・用途 ・建物の形態 ・駐車場資材置き場

都心に隣接する市として緑地等を保全したい。

緑地等が活きるように管理をしたい。

市街地に魅力や活気をつくり出したい。

使われていない土地や建物の利用を進めたい。



一茶双樹
記念館



鱧ヶ崎



今上落し



南流山駅前



南流山駅前



鱧ヶ崎

スケジュール（予定）

平成22年

平成23年

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ステップ	ステップ 1		ステップ 2	中間報告	ステップ 3			まちづくり 条例骨子提 案	条例起案 段階
検討 委員会	第1回 基本的 事項説明 と意見交 換	第2回 まちづく り上の 課題整理	第3回 まちづく り手法の 整理と検 討	(中間報告)	第4回 まちづく り条例の狙 いと構成 案	第5回 まちづく り条例に盛 り込むアイ テム	第6回 まちづく り条例の 骨子案		条例案 報告
庁内 策定会議	趣旨説明、 課題整理、 基本的方 向性の確 認	市の制度 運用上の 課題整理	中間報告 検討		条例案の検討、 関連制度の活用検討			条例の作成、 関係各課調整、 法令審査	
市民 参加				シンポジウム (中間報告) 公表				まちづくり 条例骨子提 案公表	

中間報告、まちづくり条例骨子案は、広く市民の声を反映するために公表します。

提案

まちづくり手法、まちづくり条例検討のため、まちづくりサロン(学習等の場)を検討委員会として別途開催します(8月下旬を予定)。

検討委員会は、公開で行い内容を公表します。